

水巻町投票立会人募集要項

水巻町選挙管理委員会では、町民のみなさんに、選挙を身近なものに感じていただくため、投票立会人を募集しています。あらかじめ投票立会人希望者として登録いただき、実際の選挙の際に登録された方の中から投票立会人を選任いたします。選挙権年齢が引き下げられ、満18歳以上の方であれば応募することができます。高校生や大学生などの若い有権者からの応募もお待ちしています。

■投票立会人の主な仕事

投票所で投票に立ち会うことで、選挙が公正に行われているか確認します。投票管理者のもと、投票手続きの全般に立ち会います。

- ・ 投票所の開閉の立ち会い
- ・ 最初に投票する際に、投票箱に何も入っていないことの確認の立ち会い
- ・ 選挙人が投票所に入場してから、投票用紙を間違いなく投票箱に入れ退場するまでの立ち会い
- ・ 投票箱の閉鎖の立ち会い
- ・ 投票録への署名・投票箱を開票所へ送致（投票日当日のみ）

■応募要件

選挙人名簿に登録されている人（満18歳以上の方）

■従事期間

①期日前投票立会人：選挙の公示（告示）日の翌日から投票日の前日までの内数日間

②当日投票立会人：投票日当日

■従事時間と報酬（所得税が源泉徴収されます）

	従事時間	報酬
期日前投票立会人	午前8時30分～午後8時	10,900円
当日投票立会人	午前7時～午後8時	12,400円

* 報酬は「国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和25年法律第179号）に定める額」となっており、変更されることがあります。

* 従事時間については、半日も可能です。

* 当日投票立会人（各投票所2人）のうち送致立会人（1人）は午後8時の投票所閉鎖後、開票会場まで投票管理者と投票箱等を送致していただきますので、ご帰宅時間が遅くなります。

■応募方法

「投票立会人登録申込書」に必要事項を記入して水巻町選挙管理委員会へ提出してください。

■名簿登録期間

毎年 11 月 30 日まで（毎年、継続の意思確認を行います。）

■ 留意事項

- ・投票立会人は選挙ごとに選任され、選挙前になりましたら名簿に登録された方に可否等について確認をいたします。ただし、登録者多数の場合は、全員に連絡しないことがあります。また、応募状況によりご希望に添えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ・名簿登録にあたり、選挙管理委員会事務局または投票管理者と面談を行う場合があります。

■応募・問合せ先

水巻町選挙管理委員会事務局（水巻町役場 住民課内）

〒807-8501 水巻町頃末北一丁目 1 番 1 号

電話番号：093-201-4321 FAX 番号：093-201-4423

e-mail : senkan@town.mizumaki.lg.jp

別紙（投票所一覧）

期日前投票

期日前投票所名（施設の名称）	所在地
水巻町役場 101会議室	水巻町頃末北一丁目1番1号

投票当日

投票所名	施設の名称	所在地
第1投票所	水巻町立伊左座小学校講堂	伊左座三丁目4番1号
第2投票所	水巻町高齢者福祉センター	吉田団地6番1号
第3投票所	水巻町障害者福祉センター	吉田西三丁目1番8号
第4投票所	水巻町中央公民館	頃末北1丁目1番2号
第5投票所	水巻町第二保育所	古賀二丁目4番17号
第6投票所	水巻町民体育館	おかの台33番1号
第7投票所	水巻町立猪熊小学校講堂	猪熊三丁目4番1号